

第7章 保存管理

【保存管理のための基本方針】

ガイダンス施設である元陣屋資料館へ適切に人員を配置し、日常的な維持管理業務の中で本史跡の本質的価値を保存するとともに、定期点検を通して管理の質の向上に努める。

第1節 保存管理の方向性

本史跡は造営地選定の理由となった東西舌状台地も含め、当時の立地環境が良好な状態で維持されているが、獣害や樹木などの影響で土壘の崩落や不陸が発生している。また、近年の集中豪雨などが遺構に与える影響も懸念されるため、次のような保存管理の方向性を定める。

- (1) 本史跡の本質的価値が損なわれないように、日常的な維持管理業務の中で、遺構などの状況変化や災害などによる影響を的確に把握する。
- (2) 関連法令の所管課や地域住民との情報共有により、来訪者の安全性が保たれるように問題箇所や危険箇所の早期発見と注意喚起に努める。
- (3) 現状変更等の行為への取扱方針を関係者間で共有し、速やかに連絡調整が行える体制を築く。

第2節 保存管理の方法

(1) 日常的な維持管理業務及び応急措置

目視による変化の確認などをを行いながら、必要に応じて各種調査を実施して本質的価値及び環境の保全に努める。

維持管理業務において異常が確認された際には、速やかな応急措置を講じるとともに、必要な調査などを行い、被害の拡大を防ぐ。

(2) 連絡調整体制

異常の予兆を発見し、若しくは実際に発生を確認した場合の情報共有の手順などを関係者間で定める。

(3) 工事などによる抜本対策

応急措置で対応できない場合は、各種調査結果や専門家の意見に基づき、補修や改修などの工事を行う。

(4) 指導や助言

応急措置や補修及び改修工事などに際しては、文化庁及び北海道教育委員会の指導や助言を受ける。

第3節 要素別の保存管理の方法

本史跡を構成する諸要素の保存管理の方法を、第4章で整理した諸要素の分類に沿って示す。

表41 【A】「本質的価値を表す諸要素」の保存管理の方法

| 構成要素 | 保存管理の方法 |
|--|---|
| 【A】 本質的 価値 を表 す 諸 要 素 | <ul style="list-style-type: none"> 草刈りなどの日常的な維持管理により景観を保全する。 崩落が見られる部分は、早急に必要な整備を行う。 定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、崩落など異常の発見時には状況を記録し、要因の把握と保存の措置を講じる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 水草除去などの日常的な維持管理により景観を保全する。 定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、崩落や吸出しなど異常の発見時には状況を記録し、要因の把握と保存の措置を講じる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地下保存した柱穴の保存環境を維持し、影響を及ぼす危険性がある要因は取り除く。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 構成要素 | | 保存管理の方法 |
|----------------|-----------|---|
| 【A】本質的価値を表す諸要素 | フシコウトカンベツ | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、崩落や吸出しなど異常の発見時には状況を記録し、要因の把握と保存の措置を講じる。 |
| | ホリナリ跡 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、影響を及ぼす危険性がある要因は取り除く。 |
| | 東西舌状台地 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、崩落などの予兆を早期に把握できるように、所管課との情報共有を強める。 |

表 42 【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」の保存管理の方法

| 構成要素 | | 保存管理の方法 |
|-------------------|--------------------------|---|
| 【B-1】史跡の理解に有効な諸要素 | ガイダンス施設 (仙台藩白老元陣屋資料館) | <ul style="list-style-type: none"> 本史跡のガイダンス施設として、常に最新の調査研究を行うとともに調査成果を展示し、本質的価値の発信に努める。 資料の展示及び収蔵環境の維持に努める。 交流や郷土史発信の拠点化を目指し、利用環境の向上を図る。 |
| | 絵図面 | <ul style="list-style-type: none"> 常設展示を継続するが、劣化に配慮して複製の作成を進める。 |
| | 立体展示 | <ul style="list-style-type: none"> 現状維持を原則とし、小破や欠損などはその都度修復する。 |
| | 平面展示 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な薬剤などの塗布により、部材の腐食の進捗を抑える。 |
| | 野草園 | <ul style="list-style-type: none"> 育成状況や当初設計を検証した上で、保存管理方法の見直しを図る。 |
| | 三好監物歌碑 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、劣化や汚損などの早期発見に努める。 |
| | 藩士植樹の赤松の後継樹 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28(2016)年に植栽した株は現状のまま育成を続ける。 枝葉からの培養を引き続き試行するとともに、専門家の知見を得ながら、効果的な培養の手法を検討する。 |
| | 神社の関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> 設置に携わった地域住民と連携しながら、当面は現状の維持を図る。 破損や本史跡の保存に悪影響を及ぼすと判断した場合には、関係者の同意を得た上で対策を講じる。 今後の調査により本来の関連施設の痕跡を発見した場合は、関係者の同意を得た上で撤去・移設などを検討する。 |
| | フシコウトカンベツ跡 | <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査などの準備を進めるとともに、流路跡の原状が保持されるよう、定期的な見回りと確認を行う。 |

表 43 【B-2】「史跡の保存・活用に有効な諸要素」の保存管理の方法

| 構成要素 | 保存管理の方法 |
|----------------------|------------------------|
| 【B-2】史跡の保存・活用に有効な諸要素 | 史跡標柱 史跡境界標 史跡説明板 |
| | 散水栓 |
| | さく井及び送水ポンプ |
| | サイン類 |
| | 周遊路 |
| | 人道橋 (ア)～(エ) |
| | 便益施設 |
| | 広場 |

表 44 【B-3】「その他の諸要素」の保存管理の方法

| 構成要素 | 保存管理の方法 |
|--------------|----------------|
| 【B-3】その他の諸要素 | 整備樹木 |
| | 記念植樹樹木 |
| | イオル事業の植栽植物と説明板 |
| | モニュメント |
| | 作業物置 |
| | 塩釜神社麓の土俵跡 |
| | ウトカンベツ川 |
| | 公衆道路及び付属物 |
| | 私道 |

| 構成要素 | | 保存管理の方法 |
|----------------------------------|------------|---|
| 【 B 3 】 その他の諸要素 | 水道施設 | ・必要なインフラであることから現状を維持し、所管課とは取扱いや現状変更時の情報共有を徹底する。 |
| | 農業水路 | ・個人の権益を踏まえつつ、原則として現状維持を徹底することで地権者の了解を得ていく。 |
| | 石橋及び用水枡 | ・本史跡には関係のない施設であるため、撤去に向けた調整を進める。 |
| | 高圧送電線及び鉄塔 | ・原則として現状の維持を図るが、可能となった時点で移設あるいは廃止の調整を進める。 |
| | 民家 | ・個人の権益を踏まえつつ、原則として現状維持を徹底することで地権者の了解を得ていく。 |
| | 整備工場 牧場 | |

第4節 現状変更許可の流れや取扱基準

1 現状変更

(1) 文化財保護法第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）において、史跡指定地で現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」とする。）をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受けなければならないと定められている。

ただし、同法第184条第1項二（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）では影響が軽微なものについて北海道教育委員会に許可権限が、同法第184条の二（認定市町村の教育委員会が処理する事務）では認定市町村の教育委員会に許可権限が与えられている。

さらに、北海道教育委員会は、北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の定めところにより、町村教育委員会に権限を移譲することができるが、白老町はまだ権限を委譲されていない。

このため、現状変更等を計画する事業者は、事前に白老町教育委員会に連絡し、その影響について協議した上で、必要に応じて現状変更申請の手続をとることとなる。

現状変更等の手続は図53「現状変更許可手続きの流れ」のとおりである。

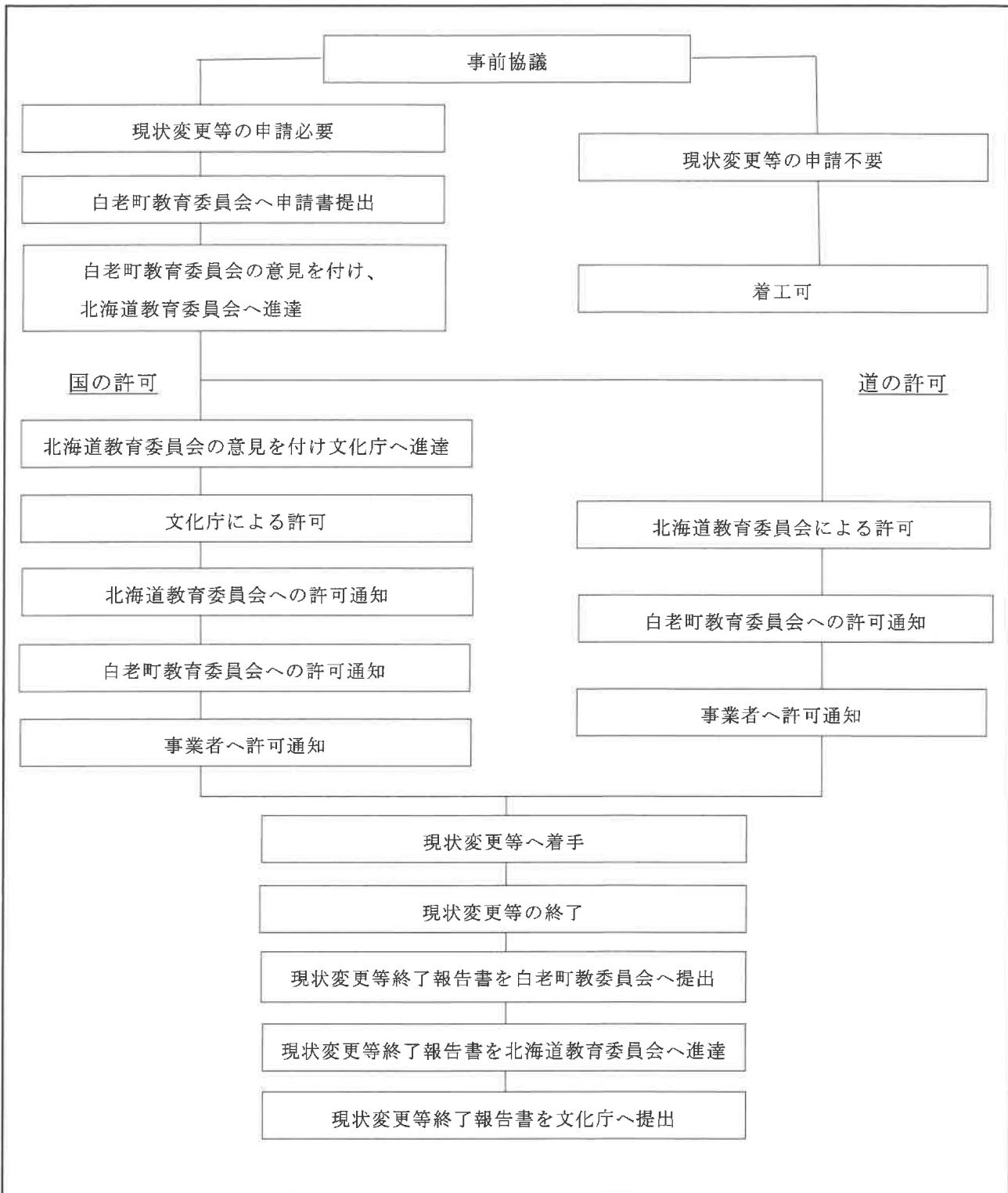


図 53 現状変更許可手続きの流れ

(2) 文化財保護法第125条には、現状変更申請の必要がない行為として、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」と定められている。

表45「現状変更等の許可を要しない行為」では、現状変更等の許可を要しない行為について整理し、図54「災害時などの対応方法」では現状変更等の許可を要しない行為のうち、自然災害のために必要な応急措置をとるまでの連携・通報・報告などの体制を示す。

表 45 現状変更等の許可を要しない行為

| 行為の種別 | 現状変更等の許可を要しない行為 |
|---------------|---|
| 日常業務 | ・清掃や農作業、個人宅の住宅管理 |
| 植生管理 | ・危険木の伐採・剪定、草刈りなど |
| 日常的な維持管理 | ・工事の案内板、管理用柵などの地上部への設置 ・史跡へ及ぼす影響が軽微なもの |
| 自然災害などに伴う応急措置 | ・地震、台風などの災害による土砂などの流出、き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置 ・被災後の暴落工作物、倒壊樹木、土砂などの除去 |

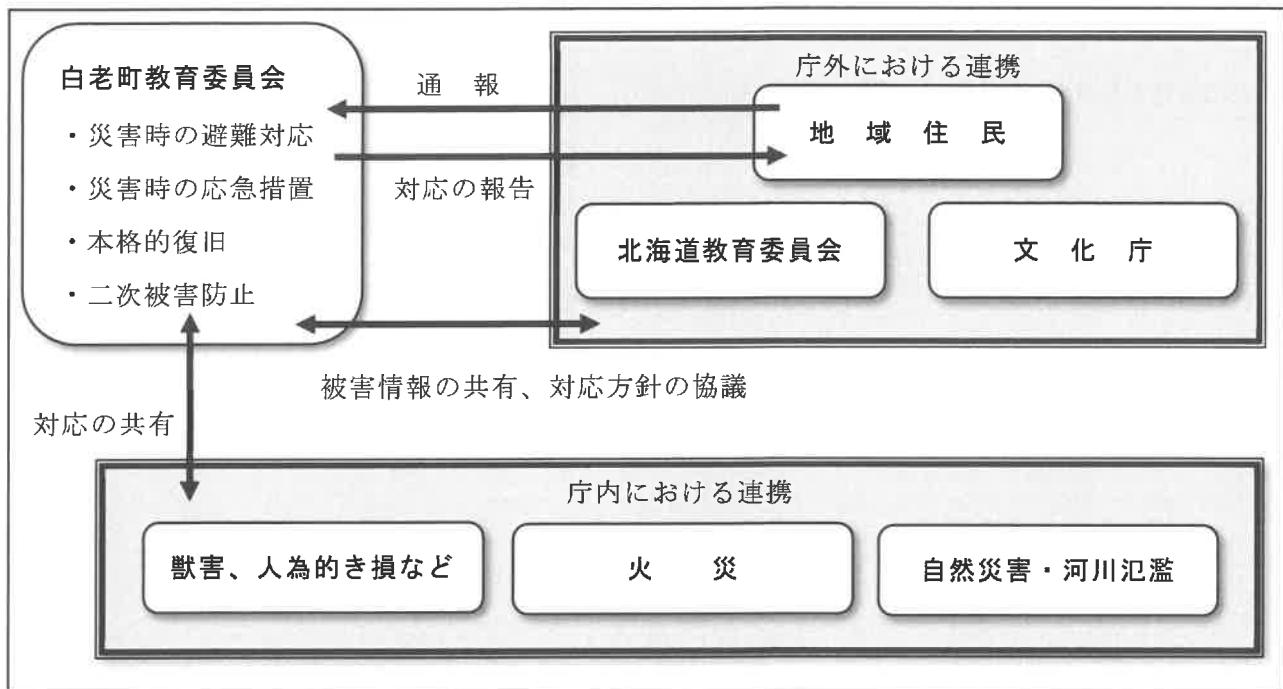


図 54 災害時などの対応方法

2 地域区分と取扱基準

(1) 地域区分

本史跡の保存管理を適切に行うため、計画対象範囲を図 55「現状変更等の取扱いに関する地域区分」に示すとおり 3 つの地域に分け、それぞれ取扱いの基準を定める。なお、本質的価値に該当する遺構などが発見された場合には、区分の見直しや追加指定を検討する。

①本質的価値を表す諸要素が所在する地域

本史跡の本質的価値を表す諸要素が所在していることから厳正な保存管理を要するため、本質的価値を表す諸要素の復元や再整備、保存・活用のために必要な行為以外は認めない。

②本質的価値を表す諸要素以外の諸要素が所在する地域

史跡指定地のうち、現状では本質的価値を表す諸要素はないが、今後の調査の進展などにより本質的価値を表す諸要素が確認される余地を残す地域である。地域区分①と一体的な保存管理を図るため、保存・活用のために必要な行為や、撤去などに伴う行為以外は原則として認めない。

③その他の地域

史跡指定地外であるが、遺構などと一体化した景観の保存を図るために、地権者には以下の場合について事前に指定管理団体である白老町へ相談するよう、理解と協力を求める。

今後の調査の進展により、本史跡に関連する遺構や本質的価値を表す諸要素などの発見があつた場合は、後述する第5節「追加指定及び公有化の方針」に示すとおり、速やかに地権者と情報を共有のうえ、地域区分を改め、追加指定及び公有化の検討を進める。

- ・面積～ガイダンス施設の建築面積である 800 m²以上の伐採や造成を行う場合
- ・高さ～藩士植樹の赤松の樹高である 20m 以上の建築物や工作物の新築及び改築を行う場合

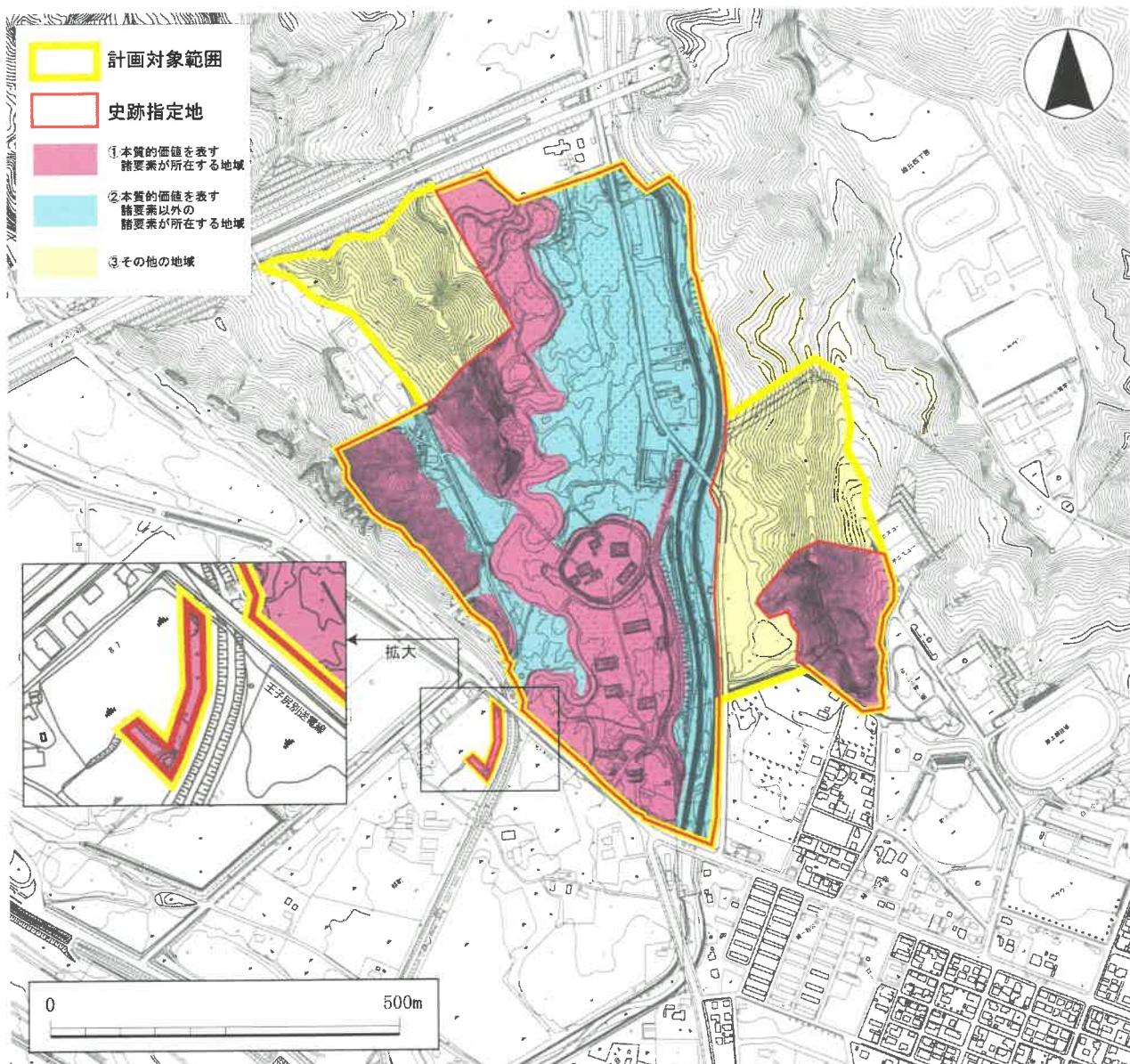


図 55 現状変更等の取扱いに関する地域区分

表 46 現状変更等の取扱基準

| 現状変更等の種類 | 本質的価値を表す諸要素が所在する地域 | 本質的価値を表す諸要素以外の諸要素が所在する地域 |
|---------------------|--|---|
| 地形の変更（河川などの埋め立ても含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素の復元に要する変更は認める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 |

| 現状変更等の種類 | 本質的価値を表す諸要素が所在する地域 | 本質的価値を表す諸要素以外の諸要素が所在する地域 |
|-----------------------|---|--|
| 発掘調査 | ・本質的価値を表す諸要素の解明や遺構の保護に要する調査は認める。 | ・遺構の保護に要する調査以外は認めない。 |
| 木竹の植栽又は伐採 | ・本来の植生以外の木竹は段階的に伐採する。 ・本史跡の保存・活用に資する樹種の植栽は認める。 | ・本来の植生以外の木竹は段階的に伐採する。 ・本史跡にふさわしい環境の復元に資する樹種の植栽は認める。 |
| 建築物の新築や改築など | ・本質的価値を表す諸要素の復元や整備に伴う行為は認める。 | ・本史跡の保存・活用に資する建築物以外は認めない。 |
| 工作物の新設や改設など | ・本質的価値を表す諸要素の復元や再整備に伴う行為は認める。 ・工作物のうち、電柱、電線、水道管は本史跡の保護に資するものに限り、最小限に留まることを条件に、新設や修理、改設や移設を認める。下水管に代わる浄化槽を埋設する場合は上記に準拠する。 | ・本史跡の保存・活用に資する工作物以外は、次の場合を除いて認めない。 ・工作物のうち、電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物は、インフラの確保として必要不可欠なものにおいて、本史跡に影響を及ぼさないことを条件に、新設や修理、改設や移設を認める。 |
| 農地の開墾や耕作 | ・既存農地の耕作は認める。 ・新たな農地の開墾は認めない。 | |
| 土石の採取 鉱物の採掘 | ・土石の採取、鉱物の採掘は認めない。 | |
| 通路や登山道(付帯施設を含む)の設置 | ・本質的価値を表す諸要素の復元や再整備に伴う行為は認める。 ・上記以外の通路は、本史跡の保存・活用に要する場合において認める。 | ・原則として認めない。 |
| 水面(水路、池等) の新設や改設など | ・本質的価値を表す諸要素の復元や再整備に伴う行為は認める。 | ・公益上不可欠な場合に限り、遺構や史跡としての景観に悪影響を及ぼさないことを条件に、認める。 |

第5節 追加指定及び公有化の方針

(1) 史跡の追加指定について

新たな本質的価値を表す諸要素が確認された範囲については、所有者などの理解を得て、追加指定に取り組む。

(2) 史跡指定地の公有化について

本史跡の一体的な保存・活用のため、地権者の同意を得られた土地から公有化を進める。

(3) 計画対象範囲の追加について

本史跡の本質的価値を周辺環境と一体的に保存するため、各種調査の進展に基づき、必要な範囲を計画対象範囲に追加する。